

2023年6月15日

株 主 各 位

東京都中央区勝どき一丁目13番1号
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 徐 天 雄

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁の「議決権行使方法のご案内」に従い、2023年6月29日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月30日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都江東区白河1丁目3-28
江東区深川江戸資料館 2階 小劇場
※会場が前回の株主総会の会場と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第103期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員以外の取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員以外の取締役の報酬設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬設定の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2023年6月30日（金曜日）午前10時

2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2023年6月29日（木曜日）午後5時到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2023年6月29日（木曜日）午後5時入力分まで

4. スマートフォンによる議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限：2023年6月29日（木曜日）午後5時入力分まで

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

（注）同一の方法または異なる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。また、ご投函された書面の到着とインターネットまたはスマートフォンによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネットまたはスマートフォンによる行使を有効とさせていただきます。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する制限の段階的な緩和とそれに伴う経済活動の正常化が進む一方で、急激な円安の進行やウクライナ情勢の長期化とそれに伴うエネルギー価格や原油高騰等、依然として先行き不透明な状況が続いており、これを受けて物価の継続的な上昇による影響が徐々に波及する状況となりました。これらを受けて国内株式市場においても堅調とは言い難い状況が続きました。

このような状況の下、当社グループでは引き続き、新規投資案件の実行や既存投資先の業績改善に取り組む姿勢でしたが、2021年8月7日付で株式会社東京証券取引所より当社株式の特設注意市場銘柄指定を受け、内部管理体制の改善を最優先の経営課題として捉え、取り組んで参りました。

当該内部管理体制の改善の一環として、子会社管理の適正化や経営の効率化という観点から、子会社等の整理統合を実施した結果、2022年8月、当社の特定子会社であるアジアインベストメントファンド株式会社の株式を第三者に譲渡しました。

また、臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司による中国・福州での日本食レストラン事業についても、歩合方式のサブリース事業の経営権を2023年3月に譲渡し、完全に事業撤退いたしました。

一方、当社では有価証券投資事業を中心とした投資業、子会社のワンアジア証券株式会社において証券業、アジアビジネスファイナンス株式会社において貸金業を行ってまいりましたが、上記内部管理体制の改善が経営上の最重要課題であったため、新規案件の実行は低調に終わりました。

結果、当連結会計年度の業績につきましては、上記アジアインベストメントファンド株式会社の全株式を譲渡、連結子会社が減少したことや新規案件の実行が困難であったこと等に起因して、営業収益は381百万円（前期比64.6%減）となり、前期と比較して減収となりました。

営業費用につきましても、内部統制の基盤構築に向けた人件費の増加等により、

営業損失が526百万円（前期は126百万円の営業利益）、為替差損36百万円を計上したこと等により、経常損失が555百万円（前期は288百万円の経常損失）となりました。

また、関係会社株式売却益199百万円、減損損失131百万円、債権譲渡損319百万円を計上したこと等により、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は1,166百万円（前期は1,988百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(i) 事業の種類別セグメントの業績

当社グループは現在「投資事業」のみの単一区分としております。

投資事業は当社におきましては有価証券の保有・運用、コンサルティング、貸付、子会社におきましては有価証券の保有・運用、金融事業等を行っております。

(ii) 営業外収益および費用

営業外収益は、主に受取利息および受取配当金3百万円、持分法による投資利益6百万円等を計上したことにより、36百万円（前期は32百万円）となりました。

営業外費用は、主に為替差損36百万円等を計上したことにより、65百万円（前期は447百万円）となりました。

(iii) 特別利益および損失

特別利益は、主にアジアインベストメントファンド(株)の全株式を譲渡したことによる関係会社株式売却益199百万円、経営資源の有効活用のための固定資産の譲渡を行ったことによる固定資産売却益17百万円を計上したことにより、224百万円（前期は41百万円）となりました。

特別損失は、主に減損損失131百万円、貸倒引当金繰入額295百万円、アジアインベストメントファンド(株)及びその子会社に対する債権譲渡損319百万円等を計上したことにより、829百万円（前期は1,692百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した重要な固定資産の異動

イ. 当社

車両運搬具の売却	10百万円
減損損失の計上	49百万円

ロ. 子会社

ワンアジア証券(株)	車両運搬具の売却	12百万円
	減損損失の計上	21百万円
ASIA DEVELOPMENT CAPITAL MALAYSIA Sdn. Bhd.	減損損失の計上	62百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ. 他の会社の株式その他の持分

- ・ 当社の子会社であるトレードセブン(株)は同じく当社の子会社であるアジアインベストメントファンド(株)を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅しております。これにより同社を連結の範囲から除外しております。
- ・ 当社は2022年8月22日付で子会社であるアジアインベストメントファンド(株)の全株式を譲渡しております。これにより同社を連結の範囲から除外しております。
- ・ 当社は2022年8月22日付で子会社であるアジアインベストメントファンド(株)の全株式を譲渡したことに伴い、同社の連結子会社であるにつぼんインキュベーション(株)および(株)AGパワーソリューションズを連結の範囲から除外しております。
- ・ 当社は2022年8月22日付で子会社であるアジアインベストメントファンド(株)の全株式を譲渡したことに伴い、同社の持分法適用関連会社である豊田TRIKE(株)およびC+(株)を持分法適用の範囲から除外しております。

ロ. 新株予約権

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第100期 (2020年3月期)	第101期 (2021年3月期)	第102期 (2022年3月期)	第103期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
営業収益(千円)	865,301	945,509	1,077,736	381,251
経常損失(千円)	800,904	279,311	288,793	555,678
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	1,181,055	1,070,651	1,988,198	1,166,238
1株当たり 当期純損失(円)	2.50	1.30	1.29	0.74
総資産(千円)	1,924,167	6,373,489	7,516,954	3,573,207
純資産(千円)	1,441,188	3,955,733	2,425,970	1,365,092
1株当たり純資産額(円)	3.05	2.72	1.55	0.87

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第100期 (2020年3月期)	第101期 (2021年3月期)	第102期 (2022年3月期)	第103期 (当事業年度) (2023年3月期)
営業収益(千円)	124,483	385,872	192,510	5,424
経常損失(千円)	407,315	133,573	258,008	573,928
当期純損失(千円)	1,505,064	1,438,648	1,774,477	1,462,097
1株当たり 当期純損失(円)	3.19	1.75	1.16	0.93
総資産(千円)	2,675,064	4,339,505	3,258,988	2,182,359
純資産(千円)	1,681,750	3,669,602	2,367,624	905,527
1株当たり純資産額(円)	3.56	2.52	1.52	0.58

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 子会社の状況

イ. 子会社の状況

会 社 名	資 本 (出資)金 (千円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
アジアビジネスファイナンス㈱	431,500	100.0	金融事業
ワンアジア証券㈱	100,000	99.7	証券事業
Prominence Investments Pte. Ltd.	22,000千 シンガポールドル	100.0	投資事業
臻萃本物（福建）餐飲管理 有限公司	33,718千 人民元	100.0	日本食レストラン事業
ASIA DEVELOPMENT CAPITAL MALAYSIA Sdn. Bhd.	13,348千 リンギット	99.5	バイオマス燃料供給事業
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	2,789千 リンギット	99.5	バイオマス燃料供給事業

ロ. 関連会社の状況

該当事項はありません。

(注) 当連結会計年度の連結子会社は上記の重要な子会社を含め7社であり、持分法適用関連会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提の疑義解消

当社グループは、当連結会計年度まで継続して重要な経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当社は、この状況を改善すべく、抜本的かつ早急な経営内容の改善・見直しに取り組んでいるところでありますが、当連結会計年度におきましては、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況であります。

当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策等につきまして、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」（当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>）をご参照ください。）に記載しております。当社グループは、当該対応策を着実にを行うことにより、できるだけ早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しており、引き続き中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

② 経営体制の確立

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行っています。また、事業運営において、すぐれた人材を確保することが重要であり、企業投資および不動産投資等の知識や経験、投資案件の発掘における人的ネットワーク、さらには投資先事業の経営および運営に必要な能力を有する人材の確保・育成を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

投資事業

有価証券の保有・運用、コンサルティング、金融事業

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	中	央	区
---	---	---	---	---	---	---	---

② 子会社

アジアビジネスファイナンス(株)	東	京	都	中	央	区				
ワ ン ア ジ ア 証 券 (株)	東	京	都	中	央	区				
Prominence Investments Pte.Ltd.	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル				
ASIA DEVELOPMENT CAPITAL MALAYSIA Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
臻 萃 本 物 (福 建) 餐 飲 管 理 有 限 公 司	中	国	福	建	省					

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
31 (1) 名	1名減 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男性	13 (0) 名	4名増 (0)	60歳1ヶ月	0年9ヶ月
女性	6 (1) 名	1名減 (1名減)	37歳3ヶ月	1年10ヶ月
合計	19 (1) 名	3名増 (1名減)	50歳6ヶ月	1年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|------------|------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 5,924,408,492株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,561,102,123株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 44,213名 (前期末比 3,987名増) |
| ⑤ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
スタンダードチャータードバンクホンコン エバーブライト セキュリテイズ インベストメント サービスズ エイチケアー リミテッド クライアント アカウント	77,397,200株	4.96%
エヌエスエル デイテイテイ クライアント アカウント 3	59,330,000株	3.80%
楽 天 証 券 株 式 会 社	41,965,600株	2.69%
株 式 会 社 S B I 証 券	18,526,400株	1.19%
西 肇	17,825,900株	1.14%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	11,304,600株	0.72%
吉 田 年 男	11,000,000株	0.70%
山 本 一 浩	10,131,000株	0.65%
滝 沢 裕 一 郎	8,720,000株	0.56%
株 式 会 社 法 学 館	8,700,000株	0.56%

(注) 持株比率は、自己株式 (15,910株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位および担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	孫 田 夫	ワンアジア証券株式会社 代表取締役 泰立資本株式会社代表取締役CEO
取 締 役	小 清 水 裕	
取 締 役	徐 天 雄	金剛株式会社 取締役
取 締 役	池 田 誠	アジアビジネスファイナンス株式会社 取締役 にっぽり総合法律事務所 代表弁護士
取 締 役	山 田 幸 平	ASIA DEVELOPMENT CAPITAL MALAYSIA Sdn. Bhd. Director Prominence Investments Pte. Ltd. Director LR会計 代表 合同会社LRプラス 代表社員 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ 株式会社 取締役
取 締 役	伊 藤 翔 汰	弁護士法人創知法律事務所 社員弁護士
取 締 役	但 野 秀 光	
監 査 役	福 田 裕	福田裕公認会計士・税理士事務所 代表
監 査 役	松 田 勉	松田勉税理士事務所 所長
監 査 役	中 山 住 人	株式会社公医社総合研究所 代表取締役 税理士法人GreenCanvas 代表社員 緑監査法人 代表社員

- (注1) 取締役池田誠、山田幸平、伊藤翔汰および但野秀光の各氏は、社外取締役であります。
- (注2) 監査役福田裕、中山住人および松田勉の各氏は、社外監査役であります。
- (注3) 監査役福田裕および中山住人の各氏は公認会計士および税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見を有しております。監査役松田勉氏は税理士であることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 代表取締役孫田夫氏は2023年5月1日に辞任し、代表取締役として新たに徐天雄氏が就任しております。
- (注5) 取締役孫田夫、小清水裕、池田誠および但野秀光の各氏は、2023年5月1日に辞任しております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
アンセム ウォン	2022年8月15日	辞任	アジア開発キャピタル株式会社 取締役
木内孝胤	2022年9月13日	任期満了	アジア開発キャピタル株式会社 代表取締役 株式会社TKコーポレーション 代表取締役
横井正道	2022年7月18日	逝去	アジア開発キャピタル株式会社 社外取締役 大和日英基金東京事務局 事務局長 大和日緬基金 理事

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (5)	66,733千円 (12,400)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3)	14,151千円 (14,151)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	13名 (8)	80,884千円 (26,551)

- (注1) 役員報酬は基本報酬である固定報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。
- (注2) 上記には、2022年9月13日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、および期中に辞任した取締役1名を含んでおります。
- (注3) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (注4) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）であります。これとは別に、取締役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の限度額については、2016年6月28日開催の第96回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）であります。なお、当社は、2023年6月30日開催予定の第103回定時株主総会にて第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、同第4号議案「監査等委員以外の取締役の報酬設定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額80百万円以内とさせていただきます。
- (注5) 監査役報酬限度額は、2004年6月15日開催の第84回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。これとは別に、監査役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の限度額については、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間において年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。なお、当社は、2023年6月30日開催予定の第103回定時株主総会にて第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、同第5号議案「監査等委員である取締役の報酬設定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額40百万円以内とさせていただきます。
- (注6) 取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長が取締役会から決定権限の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営環境や企業業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度を総合的に判断するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 池田誠氏は、にっぽり総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。当社と当該事務所の間で特記する事項はありません。
- ・取締役 山田幸平氏は、LR会計の代表、合同会社LRプラスの代表社員および阪神フィナンシャル・アドバイザーズの取締役を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・取締役 伊藤翔汰氏は、弁護士法人創知法律事務所の社員弁護士を兼務しております。当社と当該事務所の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 福田裕氏は、福田裕公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しております。当社と当該事務所の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 松田勉氏は、松田勉税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該事務所の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 中山住人氏は、株式会社公医社総合研究所の代表取締役、税理士法人GreenCanvasの代表社員および縁監査法人の代表社員を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。

ロ. 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（33回開催）		監査役会（27回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 池田 誠	33回	100%	—	—
取締役 山田 幸平	32回	97%	—	—
取締役 伊藤 翔汰	14回	100%		
取締役 但野 秀光	14回	100%		
監査役 福田 裕	33回	100%	27回	100%
監査役 松田 勉	31回	93%	27回	100%
監査役 中山 住人	31回	93%	27回	100%

- ・取締役 伊藤翔汰氏および但野秀光氏の取締役会開催回数は14回です。

b. 取締役会（監査役会）における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 池田誠氏は、取締役会全33回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 山田幸平氏は、取締役会33回のうち32回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 伊藤翔汰氏は、2022年9月13日の就任後、取締役会全14回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 但野秀光氏は、2022年9月13日の就任後、取締役会全14回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・監査役 福田裕氏は、取締役会全33回に出席し、また監査役会全27回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・監査役 松田勉氏は、取締役会31回に出席し、また監査役会全27回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・監査役 中山住人氏は、取締役会31回に出席し、また監査役会全27回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。被保険者は当保険料を負担しておりません。また、当該保険契約は、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アリア

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,750千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,650千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人監査法人アリアの会社法第423条第1項の責任について、同監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、同監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

A. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、リスク・コンプライアンス委員会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、「企業行動指針」に従い、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るためリスク・コンプライアンス委員会にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、管理部門を中心に役職員教育等を行います。内部監査部門は、管理部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的にと取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等といいます）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、リスク・コンプライアンス委員会が網羅的・総括的に管理します。それぞれの重要なリスクについて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社取締役及び子会社各社の代表取締役は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、当社のリスク・コンプライアンス管理規程に倣い、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。
- ④ 当社及び子会社からなる企業集団は、ITを活用して各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。
- ⑤ 原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査役会に報告する体制とします。
- ⑥ 関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、当社内部監査部門は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会による指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査役会以外の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。
 - ② 当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。
 - ③ 子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。
 - ④ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査部門とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入などといった一切の関係を持つことを拒絶することを「企業行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」に定めています。
「企業行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役職員への注意喚起、啓発を行います。また、地区特殊暴力防止対策協議会に参加し、必要に応じて警察、弁護士事務所など外部の専門機関とも連携を取りつつ、体制の強化を図ります。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記の通りであります。

1. 内部統制システム全般

内部監査室は、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況に関する監査を行い、その結果を当社及び子会社の取締役会及び監査役に報告するとともに、改善が必要な点があれば指摘を行っております。

2. コンプライアンスへの取り組み

顧問弁護士を講師とするリスク・コンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、業務に関連する法改正の動向等の知識を習得するとともに、法令・社内規程等に対する順守意識を徹底しております。また、当社及び子会社は「内部通報規程」に基づき不当行為を通報する制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

3. 監査役による監査体制

監査役は、業務執行の適正性を監視するため、取締役会・常務会等の社内会議への出席や、稟議書・契約書等の社内文書の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査室等と連携し、随時意見交換を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力し、配当政策を実施することを基本方針と考えております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値・株主価値の増大に努めてまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛策が株主価値を毀損し経営者の保身目的として導入されることがないように、その導入には慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,471,327	流 動 負 債	2,153,441
現金及び預金	868,325	支払手形及び買掛金	5,075
預託金	500,000	未払金	62,860
受取手形及び売掛金	5,132	未払法人税等	3,067
有価証券	268,542	預り金	221,542
商品	3,607	資産除去債務	32,193
営業貸付金	657,000	信用取引負債	1,673,814
未収法人税等	7,696	その他	154,887
信用取引資産	1,601,115	固 定 負 債	20,573
その他	533,881	退職給付に係る負債	703
貸倒引当金	△973,974	繰延税金負債	54
固 定 資 産	101,879	その他	19,816
有形固定資産	0	特別法上の準備金	34,100
建物及び構築物	0	金融商品取引責任準備金	34,100
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	2,208,114
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	101,879	株 主 資 本	1,140,794
投資有価証券	2,544	資本金	6,275,283
関係会社株式	0	資本剰余金	2,705,814
破産更生債権等	51,890	利益剰余金	△7,834,350
差入保証金	97,486	自己株式	△5,954
その他	1,848	その他の包括利益累計額	222,213
貸倒引当金	△51,890	その他有価証券評価差額金	122
資 産 合 計	3,573,207	為替換算調整勘定	222,091
		非支配株主持分	2,084
		純 資 産 合 計	1,365,092
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,573,207

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
売上高	161,612	
有価証券売却益	10,321	
受取利息	81,462	
受入金	63,898	
金融取引益	63,957	381,251
売上金		29,984
上場費用		44,292
純営業収益		306,974
販売費及び一般管理費		833,285
営業外損失(△)		△526,310
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,848	
持分法による投資利益	6,760	
その他	25,746	36,355
営業外費用		
為替差損	36,335	
その他	29,388	65,723
経常損失(△)		△555,678
特別利益		
固定資産売却益	17,522	
関係会社株式売却益	199,920	
その他	6,786	224,229
特別損失		
減損損失	131,242	
事業撤退関連損失	15,586	
債権譲渡損失	319,242	
貸倒引当金繰入額	295,926	
その他	67,207	829,205
税金等調整前当期純損失(△)		△1,160,654
法人税、住民税及び事業税	3,596	3,596
当期純損失(△)		△1,164,251
非支配株主に帰属する当期純利益		1,987
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,166,238

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年4月1日 期首残高	6,275,283	2,699,552	△6,668,111	△5,954	2,300,770
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	△1,166,238	—	△1,166,238
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	6,262	—	—	6,262
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	6,262	△1,166,238	—	△1,159,976
2023年3月31日 期末残高	6,275,283	2,705,814	△7,834,350	△5,954	1,140,794

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 調 整 勘 定	そ の 他 利 益 累 計 額 合 計		
2022年4月1日 期首残高	76	122,878	122,954	2,245	2,425,970
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	—	—	△1,166,238
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	6,262
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	45	99,213	99,259	△161	99,098
連結会計年度中の変動額合計	45	99,213	99,259	△161	△1,060,877
2023年3月31日 期末残高	122	222,091	222,213	2,084	1,365,092

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	527,097	流 動 負 債	1,238,337
現金及び預金	309,102	関係会社短期借入金	1,028,135
有価証券	268,542	未払金	54,864
未収入金	400,968	未払法人税等	1,210
関係会社短期貸付金	112,060	その他	154,127
その他	64,443	固 定 負 債	38,494
貸倒引当金	△628,019	退職給付引当金	703
固 定 資 産	1,655,261	その他	37,791
有 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	1,276,832
建物	0	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	0	株 主 資 本	905,527
その他	0	資 本 金	6,275,283
投資その他の資産	1,655,261	資 本 剰 余 金	2,705,500
投資有価証券	60,331	資 本 準 備 金	2,705,500
関係会社株式	1,642,361	利 益 剰 余 金	△8,069,302
関係会社長期貸付金	80,000	その他利益剰余金	△8,069,302
破産更生債権等	43,260	繰越利益剰余金	△8,069,302
差入保証金	105,850	自 己 株 式	△5,954
その他	1,348	純 資 産 合 計	905,527
貸倒引当金	△111,890	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,182,359
投資損失引当金	△166,000		
資 産 合 計	2,182,359		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
利 息 収 入		43,164
有 価 証 券 売 買 等 損 益		△37,740
営 業 収 益		5,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		529,068
営 業 損 失 (△)		△523,644
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 賃 借 料	18,816	
還 付 消 費 税 等	14,542	
そ の 他	12,156	45,518
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,266	
為 替 差 損	47,567	
そ の 他	21,967	95,802
経 常 損 失 (△)		△573,928
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,181	
そ の 他	5,327	13,509
特 別 損 失		
債 権 譲 渡 損	319,242	
訂 正 関 連 損 失	15,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	298,768	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	166,000	
そ の 他	101,825	900,836
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,461,255
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	842	842
当 期 純 損 失 (△)		△1,462,097

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
2022年4月1日期首残高	6,275,283	2,705,500	2,705,500	△6,607,204	△6,607,204	△5,954	2,367,624	2,367,624
事業年度中の変動額								
当期純損失(△)				△1,462,097	△1,462,097		△1,462,097	△1,462,097
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,462,097	△1,462,097	—	△1,462,097	△1,462,097
2023年3月31日期末残高	6,275,283	2,705,500	2,705,500	△8,069,302	△8,069,302	△5,954	905,527	905,527

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

アジア開発キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア開発キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2023年4月30日付で会社株式は上場廃止になった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

アジア開発キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2023年4月30日付で会社株式は上場廃止になった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ④ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月5日

アジア開発キャピタル株式会社 監査役会

常勤社外監査役 福 田 裕 ⑩

社外監査役 松 田 勉 ⑩

社外監査役 中 山 住 人 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営のスピード強化とコーポレートガバナンスの充実を図るために本店を移転し、監査等委員会設置会社に移行いたします。なお監査等委員会設置会社移行の定款変更議案の効力は本総会終結の時をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (新設) <u>(4) 会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株式名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株式名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)</p> <p>第9条 <u>当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。但し、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第17条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(員数) 第17条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(任期) 第18条 取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該社外取締役に</u>事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>社外取締役</u> (<u>社外取締役が不在のときは、社外取締役にない取締役</u>) が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役及び各監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> 第27条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> 第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第28条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

第2号議案 監査等委員以外の取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員以外の取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">じょ てんゆう 徐 天雄 (1993年2月8日)</p>	<p>2019年4月 DivineSoft株式会社 2020年7月 株式会社アジアゲートホールディングス 2020年9月 当社社外取締役 2021年9月 豊田TRIKE株式会社 取締役 金剛株式会社 取締役(現任) 2022年2月 当社取締役 2023年5月 当社代表取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 金剛株式会社 取締役</p>	—

(注1) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
1	やまだ こうへい 山田 幸平 (1979年3月12日)	2000年10月 中央青山監査法人 入所 2004年4月 公認会計士登録 2005年1月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2009年1月 山田幸平公認会計士事務所(現LR会計) 設立(現任) 2011年1月 税理士登録 2018年6月 合同会社LRプラス 代表社員(現任) 2019年3月 シンシア監査法人 社員 2020年3月 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ 株式会社 取締役(現任) 2022年2月 当社 社外取締役(現任) 2022年3月 アジアインベストメントファンド株式会 社 取締役 2022年5月 Prominence Investment Pte. Ltd. Director (シンガポール) (現任) [重要な兼職の状況] LR会計 代表 公認会計士 合同会社LRプラス 代表社員 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当 社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">たかはし のぶあき 高橋 伸光 (1960年2月19日)</p>	<p>1982年4月 富士通テクノシステム 1986年9月 株式会社経営塾 1992年1月 公益財団法人 日本エステティック研究財団 参与 1992年1月 衆議院議員津島雄二事務所 1998年4月 社会福祉法人ともえ福祉会 専務理事 1998年9月 株式会社フェスタ 常務取締役 2000年1月 株式会社日本メディカルエステティック研究所 専務取締役 2006年9月 一般社団法人日本全身美容協会 専務理事(現任) 2007年2月 株式会社メディックス 代表取締役(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本全身美容協会 専務理事 株式会社メディックス 代表取締役</p>	—
3	<p style="text-align: center;">おかだ としお 岡田 俊夫 (1956年12月27日)</p>	<p>1979年4月 株式会社東京都民銀行 九品仏支店 1998年3月 株式会社東京都民銀行 本店営業部営業二部部长 2002年10月 株式会社東京都民銀行 法人営業部副本部長 2002年12月 シーズクリエイト株式会社 取締役管理本部長 2007年4月 シーズクリエイト株式会社 取締役常務執行役員 2008年11月 株式会社新銀行東京 営業第5部部长 2010年7月 株式会社新銀行東京 営業本部副本部長 2011年4月 東京計装株式会社 財務本部理事 2013年5月 東京計装株式会社 社長室理事 2014年6月 株式会社SJI 常勤監査役 2015年6月 株式会社SJI 顧問 2016年1月 株式会社タスク ニュークリエイション事業部 顧問 2016年8月 株式会社ノーザ 監査役(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株主会社ノーザ 監査役</p>	—

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 山田幸平氏、高橋伸光氏及び岡田俊夫氏は、社外取締役候補者です。なお、高橋伸光氏及び岡田俊夫氏は新任の社外取締役候補者です。
- (注3) 山田幸平氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見に加え、監査法人において上場企業の会計監査・業務監査の経験を有していることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (注4) 高橋伸光氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社において役員経験があることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (注5) 岡田俊夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関において管理職を経験し、事業会社で常勤監査役の経験があることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (注6) 当社は、現行定款第25条において、社外取締役との間で、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、各候補者の選任が承認された場合には、社外取締役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
- (注7) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員以外の取締役の報酬設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月28日開催の第96回定時株主総会において、年額200百万円以内(このうち社外取締役分年額100百万円以内)とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、監査等委員以外の取締役の員数、経済環境、市場動向、他社水準等も考慮して、年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。また監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると考えております。

現在の取締役は3名(うち社外取締役2名)であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案「監査等委員以外の取締役1名選任の件」が原案とおりに承認可決されますと1名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、2004年6月15日開催の第84回定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、ことを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、監査等委員である取締役の員数、経済環境、市場動向、他社水準等も考慮して、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案とおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人アリアは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が山本俊一公認会計士税理士事務所を会計監査人候補とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮し、品質管理体制、専門性、独立性および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果であります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名称	山本俊一公認会計士税理士事務所	
事務所	東京都中央区京橋1-18-2	
沿革	2011年10月	公認会計士登録
	2020年10月	山本俊一公認会計士事務所を開設
	2022年7月	税理士登録し、山本俊一公認会計士税理士事務所 事務所に屋号変更
概要	構成	
	代表(公認会計士)	1名
	専門職員(公認会計士)	2名
	事務職員	1名
	計	4名

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区白河1丁目3-28 深川江戸資料館 2階 小劇場



交通ご案内

地下鉄

半蔵門線・都営大江戸線：清澄白河駅〔A3〕 徒歩3分

バス

都バス門33系統 豊海水産埠頭～亀戸駅「清澄庭園前」下車徒歩3分

都バス秋26系統 葛西駅～秋葉原駅「清澄白河駅前」下車徒歩4分